

FTAAP・EPAのための閣僚会合の開催について

〔平成22年11月15日〕
〔包括的経済連携に関する閣僚委員会〕

1. 「包括的経済連携に関する基本方針」（平成22年11月9日閣議決定）に基づき、我が国を取り巻く国際的・地域的環境を踏まえ、我が国として主要な貿易相手国・地域との包括的経済連携強化のための取組を着実に実施するため、FTAAP・EPAのための閣僚会合（以下「会合」という。）を開催する。
2. 会合の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係府省の大臣その他関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣官房長官及び国家戦略担当大臣
構成員	外務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）
事務局長	議長が指名する内閣府副大臣
3. 会合の庶務は、内閣官房において処理する。